生徒指導規程

福山市立本郷小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校教育目標の達成をめざし、児童が安全、安心で自主的、自律的に充実した学校生活を送る観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

- 第1条 年間を通じて、登下校の時刻を守る。
 - 1 集団登校により, 8時15分までに登校 する。
 - 2 原則,下校完了時刻は,16時15分とする。
- 第2条 登下校は,原則として徒歩とし,決められた通学路を通る。(赤白帽子着用)

(服装)

- 第3条 校内,学校行事及び校外での学習活動 (社会見学)の際は,基本的に基準服を着 用し,名札をつける。
 - 1 基準服
 - ・紺のブレザー・白の襟付きポロシャツ・紺 または黒の、半ズボンまたはスカート
 - ・ソックス(無地の黒・紺、儀式も黒・紺)
 - ・靴 (運動に適したもの)
 - •帽子(赤白帽子)
 - 2 体操服
 - ・丸首シャツ
 - ・ハーフパンツ(ネービーブルー)
 - ・赤白帽子(髪の長い人は安全のため髪を くくる)
 - 3 上履きは、白の体育館シューズ。
 - 4 名札を左胸ポケットにつける。
 - 5 体調を考慮して, 防寒着・セーター・トレーナー(フードなし)・長ズボンを着用する。
 - 7 防寒着の着用は登下校時のみとする。

(持ち物)

- 第4条 ランドセルを使用し、必要があれば手さ げ袋を使用する。
- 第5条 文房具は学習にふさわしいものとする。
 - 1 シャープペンシル, ロケット鉛筆, 多色 カラーペン, ボールペンは使わない。ただし, 3年生以上は赤・青ボールペン使用可(ノッ ク式でないもの)
 - 2 次のものは持ち込みを禁止する。
 - ① 携帯電話
 - ② 不必要なお金
 - ③ 指示されていないときの刃物類
 - ④ 貴金属や不要なキーホルダー,カード類,装身具等

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

- 第1条 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を 必ず家の人に伝える。
- 第2条 児童だけで校区外に行ったり, 危ない場所に近づいたりしない。

(遊び)

- 第3条 火遊び、爆竹、エアガン、道路でのロー ラースケートなど危ない遊びをしない。
- 第4条 学校で遊ぶ時には、飲んだり食べたりしない。
- 第5条 自転車で学校に遊びに来た時は,自転車 は自転車置き場に整列して置く。自転車でグ ラウンドを走らない。

(安全)

- 第6条 交通の5つのきまりを守る。
 - 1 人は右、自転車は左を通る。
 - 2 交通信号を守る。
 - 3 道路には急に飛び出さない。
 - 4 道路や車のまわりでは遊ばない。
 - 5 体にあった自転車に乗る。
- 第7条 自転車に乗る時はヘルメットをかぶる。

第4章 休業中の生活に関すること

- 第1条 別紙の休業中のきまりを守る。
 - 1 夏休みのきまり
 - 2 冬休みのきまり
 - 3 春休みのきまり

第5章 問題行動への指導に関すること

- 第1条 次の問題行動を起こした児童に対して 教育上必要と認められる場合は, 指導を行う。
 - 1 法令・法規に違反する行為
 - 2 本校のきまりなどに従わない行為
 - 3 暴言暴力,器物破損,いじめ,授業妨害, 指導無視等の行為
- 第2条 必要と判断をした場合は、保護者、関係 機関と連携し指導を行う。

第6章 その他

(規定の周知)

第1条 児童集会や入学説明会, PTA 総会, 学級 懇談会等において説明を行うとともにホームページで公開する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。